

事 務 連 絡

平成 24 年 12 月 25 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令による特例措置の終了について（依頼）

現在、東日本大震災の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。）については、東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 24 年政令第 217 号。以下「令」という。）に基づき、平成 25 年 2 月 28 日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられているところです。

今般、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 5 第 1 項等の下記の事項については、個々の障害児等の状態に応じた適切な支給決定を行う必要があることから、平成 25 年 2 月 28 日をもって延長措置を終了することとしました。

これに伴い、東日本大震災の被害者であっても平成 25 年 3 月 1 日以降は障害児通所給付費等の支給及び介護給付費等の支給を受けるに当たり、申請が必要となります。

つきましては、管内市町村に周知いただくとともに、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等に対し、特定被災

区域（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。）で発行された通所受給者証等を持つ障害児の保護者等に通所給付決定等の申請を促すよう要請いただく等、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等に対する周知をお願いいたします。

## 記

### 第 1 特例措置を終了する行政上の権利利益

障害保健福祉に関する行政上の権利利益のうち、特例措置を終了するものは次のとおりである。

#### 1 児童福祉法関係

障害児通所給付費等の支給（第 21 条の 5 の 5 第 1 項）

#### 2 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）関係

介護給付費等の支給（第 19 条第 1 項）